

第 5 章

実現化方策

- 1 計画推進に向けた施策展開の方向性
- 2 協働型のまちづくり
- 3 計画の進行管理

第 5 章 実現化方策

1 計画推進に向けた施策展開の方向性

都市計画手法の活用

市街化区域への編入

- 大規模な工業団地を有し、産業都市としての役割も果たしている本市においては、圏央道の開通に伴い、産業用地の開発需要がさらに高まることが予想されます。首都圏への近接性と利便性の高い広域的な交通ネットワークを活かし、新たな定住人口の獲得や産業振興による地域活性化に向けて、本市の更なる発展に資する土地利用展開が図れるよう環境整備に取り組みます。
- 特に、本市の新たな産業拠点となる名崎工業団地周辺の開発適地においては、関連企業等の集積・誘導による操業環境の増進に向けて、関係機関との調整を図りながら、市街化区域への編入に向けた検討・手続きを進め、計画的な土地利用誘導を図ります。

市街化調整区域における地区計画

- 「茨城県圏央道沿線地域基本計画」の中で、上大野地区や柳橋北交差点周辺（市街化調整区域）は、重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として位置づけられています。また、新 4 号国道の上片田交差点、上大野交差点、大和田交差点等については、市長が定める指定路線区域に指定されています。当該区域における新たな産業用地の確保にあたっては、雇用の場の確保による本市の産業振興や地域活力の創出に向けて、「市街化調整区域における地区計画」の導入など、必要に応じた都市計画環境の整備を図りながら、周辺環境との調和を前提とした計画的な土地利用誘導を実現します。

まちづくり関連計画との連携

立地適正化計画の活用による居住機能と都市機能の誘導

- 都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる「立地適正化計画」については、居住機能及び都市機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクトなまちづくりを推進するための計画であり、本市が目指す「1核1拠点構造による集約連携型コンパクトシティ」の実現に向けた実行計画として位置づけられます。
- 立地適正化計画で設定する「都市機能誘導区域」に商業、医療・福祉などの都市機能を誘導し、「居住誘導区域」にそれらの都市機能を支えるための人口密度を確保するための居住誘導を図ることで、利便性の高い拠点地域と質の高い居住地の形成、都市基盤整備や市民サービスの提供などに係る都市経営コストの適正化による行財政運営の効率化を実現します。



古河駅東口駅前広場



古河市役所三和庁舎

地域公共交通網形成計画との連携

- 本計画及び立地適正化計画と連携した「古河市地域公共交通網形成計画」に基づいて、集約連携型コンパクトシティを支える公共交通ネットワークの再編を推進します。拠点間の連携強化や地域の需要に応じたバス路線の再編など、市民の日常生活に寄り添った交通手段の確保を目指します。

2 協働型のまちづくり

まちづくりの役割分担

住民・自治組織・各種団体等の役割

- 自分たちの生活の場となる都市を、より安全・安心で快適な環境に育んでいくことは、都市づくりの主役である住民の権利であり、責務でもあります。個人や自治組織を単位として、自らが主体となった積極的なまちづくり活動の展開が期待されます。
- 市民団体や NPO 等の各種団体については、行政や住民、事業者等が継続的に取り組むことが困難な分野や、さらなる充実を図るべき分野において、各団体等の専門性を活かしながら、まちづくり活動をけん引していくことが期待されます。



自主防災訓練の様子

事業者の役割

- 市内で事業を行う企業やバス・鉄道事業者は、自らがまちづくりの受益者であり、魅力的で利便性の高いまちづくりを担う地域社会の一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、市全体や地域の活性化に継続的・持続的に貢献していくことが期待されます。
- 市が掲げる将来像を共有したうえで、CSR 活動の一環として、住民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参画し、事業者ならではの独自性・専門性を活かした取組みの展開が期待されます。



JR 東北本線

行政の役割

- 将来像の実現に向けて、まちづくりを進める際の基礎となる都市計画の指定や、道路・下水道等の都市基盤の整備など、根幹的な施策展開を計画的に進める役割と責務を担っていることから、市を取り巻く将来的な動向を見据えたうえで、関係機関との調整も図りながら、住民の意向を踏まえた総合的なまちづくりを着実に推進します。
- 住民や各種団体、事業者など、多様な主体による協働のまちづくりのまとめ役として、まちづくりに係る積極的な情報発信や意識啓発等努めるとともに、各主体の育成や自主的な取組みに対する支援の充実を図ります。



古河市役所総和庁舎

多様な主体との協働によるまちづくり

地域が主体となったまちづくりの推進

- 人口減少や少子高齢化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、まちづくりも、従来の「行政主導」から、多様な主体による「協働」のまちづくりが求められています。本市においても、行政だけでなく、住民や各種団体、事業者などが一体となった、地域が主体の協働によるまちづくりに取り組みます。

民間活力を活用した効果的なまちづくりの推進

- 行財政の効率化や多様化する市民ニーズに対応するため、市民や企業などが行政と連携して新たな公共サービスの提供を行う PPP・PFI の活用等に向けた取組みについて検討し、公有地の活用等と合わせて、民間活力との連携や適切な誘導によるまちづくりを推進します。
- 本計画の高度化版となる立地適正化計画においては、本市の都市核や地域拠点に都市機能誘導区域及び誘導施設を設定し、補助や税制優遇など民間施設の整備に対する支援を進めることで、民間活力の活用による拠点市街地への必要な都市機能の立地誘導を促進します。



古河関東ド・マンナカ祭り

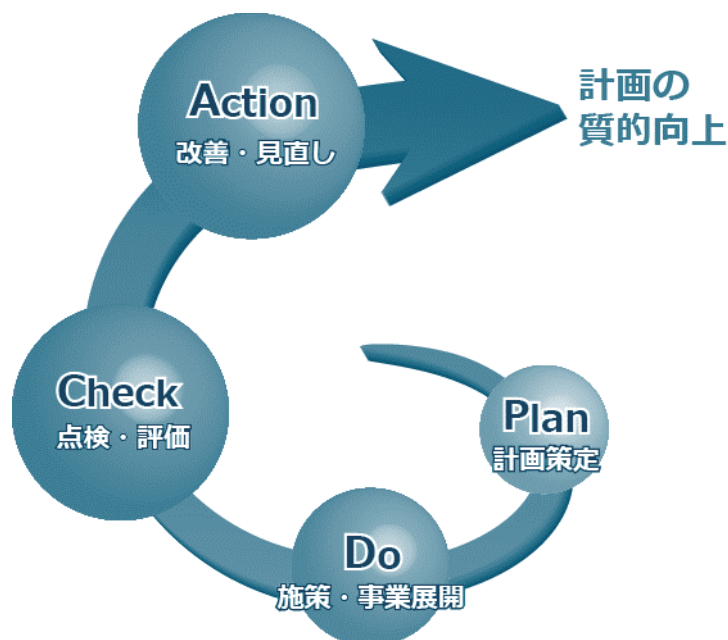
3 計画の進行管理

都市計画マスタープランの実効性の確保

PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

- これからのまちづくりは、本計画で位置づけた各種方針に基づいて、様々な制度・事業等を活用しながら進めていくことになります。本計画で位置付けた各施策の進捗状況については、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その効果・成果を点検・評価（Check）し、必要な改善策（Action）を講じながら、計画の質的向上につなげる「PDCA サイクル」による進行管理を行います。
- 効果・成果の点検・評価については、1 年ごとを目安に定期的を実施することとし、関係各課との情報共有を図りながら、関連計画と一体となった総合的な進行管理を図ります。また、その結果については、適宜、本市の都市計画に関する付属機関となる「古河市都市計画審議会」へ報告しながら、市ホームページを通じて住民・事業者等へ周知・公表します。

■PDCA サイクルの概念図



柔軟な計画の見直し

- 本計画は、概ね 20 年後の 2035 年を目標年次とした長期的な計画として位置づけられます。そのため、中間年となる概ね 10 年後を目途に、PDCA サイクルに基づく計画の全体見直しを行います。
- また、それ以外にも、関連法制度や上位関連計画の変更・見直し、本市の活力創出に資する新たなプロジェクトの具体化など、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合については、時期に係わらない柔軟な見直しを行うものとしします。